

第二種特定鳥獣管理計画ーツキノワグマーの概要

目的

地域住民や農林業者、行政、研究者など多様な主体の連携のもと、科学的・計画的な管理により、人とクマとの共存を目標として、人身被害の回避や農林業被害及び精神的被害の軽減を図るとともに、安定的な地域個体群の維持を図ることを目的とする。

管理区域

由良川西側を丹後個体群、東側を丹波個体群と区分し管理する。

計画期間

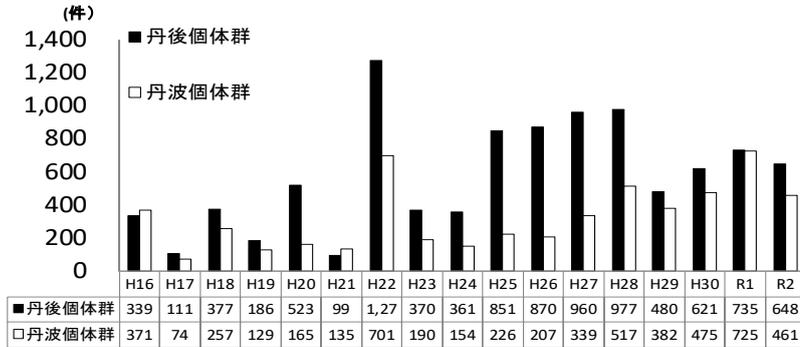
令和3年11月1日～令和9年3月31日まで(令和6年度に中間評価を実施)

現況

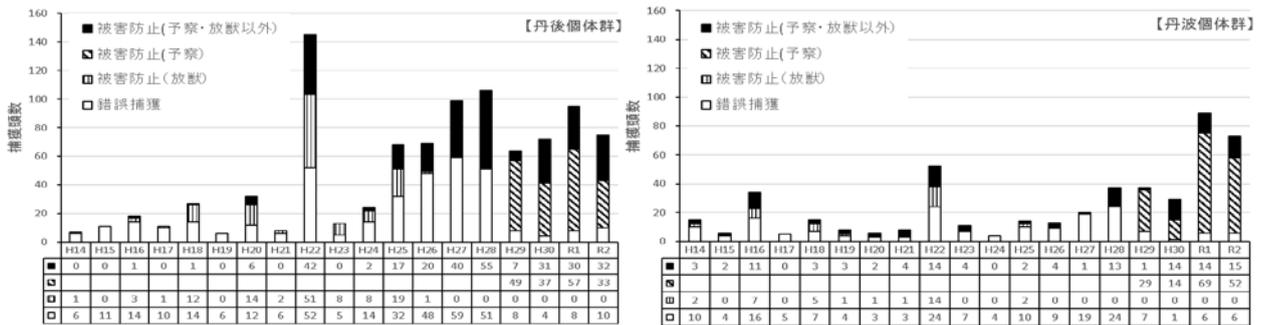
【推定生息数】 計画期間中(5年間)に、丹後個体群は1.4倍、丹波個体群は3.0倍と、増加した。

個体群	平成27年推定値	令和2年推定値	推定手法
丹後	約720頭(個体数水準3)	約990頭(個体数水準4)	階層ベイズ法 ヘアトラップ法(平成27年のみ) 標識再捕獲法(平成27年のみ)
丹波	約220頭(個体数水準2)	約650頭(個体数水準3)	

【目撃件数】 H25年度以降は平均800件を超え、両個体群で同水準となっている。

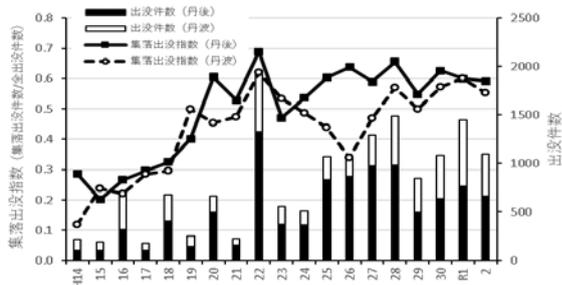


【捕獲状況】 人家周辺での目撃件数の増加に伴い、丹波個体群では捕獲頭数が増加し、丹後個体群では高い水準が継続している。

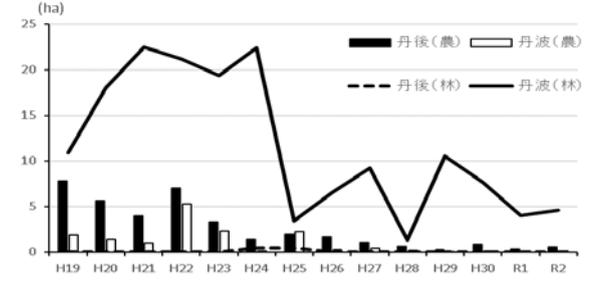


【被害状況】 被害防止捕獲の推進により、現計画期間(H29-R2)では人身被害は2件にとどまったが(前計画期間:6件)、集落周辺での出没率は高く、日常生活が制限される等の精神的被害が増加した。

人身被害件数



農林業被害



管理の目標と方策

人身被害の未然防止及び地域住民の精神的被害の軽減を優先するとともに、農林業被害の軽減を図りつつ、安定的な地域個体群の維持を図る。

方 策	措 置
個体数管理	○被害防止捕獲(捕獲上限有)及び狩猟(再開)により管理
生息環境管理と被害防除	【生息環境管理】 ○下層植生の回復、針広混交林化や広葉樹植栽を推進 【被害防除】 ○生活環境被害→出没対応マニュアル ○クマ剥ぎ被害→クマ剥ぎ被害対応マニュアル ○果樹・養蜂被害→ツキノワグマ被害(果樹・養蜂)対応マニュアル
錯誤捕獲の防止	○錯誤捕獲防止の指導及び普及啓発の徹底 ○放獣体制の整備
近隣府県との連携	○丹後個体群 →「近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会」において、情報共有及び広域管理指針を策定 ○丹波個体群 →福井県・滋賀県との連携強化を進め、広域的な管理を検討

第4期計画からの主な変更内容

◎主な変更内容

1 府内の推定生息数



2 地域個体群の個体数水準



3 捕獲数管理



4 狩猟の取り扱い

